

学校いじめ防止基本方針

中能登町立鳥屋小学校

令和 7 年 5 月策定

目次

いじめ対策指針

☆年間行動計画	2～3
● 「いじめ」とは	
1 いじめの定義	4
2 いじめに関する基本的認識	4～5
いじめ対応マニュアル	
1 いじめの未然防止に向けて	6
・いじめを許さない学校・学級づくり	
・いじめの未然防止に向けた手立て	
2 いじめの早期発見に向けて	8
・いじめを発見する手立て	
・いじめを訴えることの意義と手段の周知	
・保護者や地域からの情報提供	
3 いじめの発見から解決まで	9
・発見から指導、組織的対応の展開	
・保護者との連携	
・教育委員会への報告及び関係機関との連携	
・いじめ解消の判断	
4 いじめ問題への組織的な対応について	14
・組織対応の基本的な考え方	
・いじめ対策会議の各校設置（例）	
・いじめ対策担当の設置	
・いじめの発見、報告体制等のシステム化	
・いじめの認知件数についての考え方	
・スクールカウンセラー（S C）、スクールソーシャルワーカー（S S W）、 その他関係機関の活用	
5 インターネットを通じて行われるいじめへの対応	17
6 重大事態への対処	19
7 その他のいじめの防止等のための対策に関する重要事項	20
8 いじめ問題の対応に関する教職員の意識向上	21
・いじめ問題に対応するための共通理解	
・いじめ問題の対応に必要な教員の姿勢	
・いじめと犯罪の関係についての認識	
・いじめについての研修	
9 関係資料	22
・児童の様子を把握するためのチェックリスト	
・教員が指導を確認するためのチェックリスト	
・相談・記録用紙	
・いじめアンケート	
・相談機関の案内	

2 いじめの未然防止・早期発見に向けた年間行動計画

チェックの仕方 Aよくできた Bできた Cあまりできなかった Dできなかつた

月	取組 主担当 学校行事	わかる授業 づくり		道徳・人権教育		未然防止・早期発見の取組		教育相談		児童主体 の取組		家庭、地域 との連携	
		研究主任	チ エ ツ ク	道徳教育推進教 師・人権教育担当	チ エ ツ ク	生徒指導主事	チ エ ツ ク	教育相談担当 教育相談コーディネーター	チ エ ツ ク	児童会担当	チ エ ツ ク	校長・教頭	チ エ ツ ク
4	・始業式 ・入学式 ・縦割り班掃除説明会 ・県基礎学力調査 ・全国学力学習状況調査 ・授業参観 ・学年懇談会 ・PTA総会	・学校研究の共通理解 ・めざす授業の共有 ・学習規律の徹底 ・学力調査 (自校採点、分析)		・重点項目の確認 ・年間指導計画の作成(別葉) ・道徳の時間の実施状況確認		・組織体制の確立 ・校内研修会 ・あいさつ運動 ・Formsでの健康観察観察 ・ブリッジ		・相談日 ・児童理解の会		・あいさつ運動 ・地区別子ども会 ・縦割り班発足集会 ・委員会		・(PTA総会) ・集団下校 ・友達アンケート	
5	・縦割り班活動スタート(毎月) ・バス遠足	・相互参観授業 ・要請訪問		・道徳の時間の実施状況確認 ・人権の花植え		・あいさつ運動 ・花丸生活大作戦		・相談日 ・児童理解の会		・あいさつ運動 ・委員会 ・縦割り班活動 ・ナカノトーク		・見守り隊対面式 ・親子奉仕作業 ・学校運営協議会 ・いじめ防止基本方針の周知 ・引き渡し訓練 ・交通安全教室	
6	・プール開き ・体力・運動能力調査 ・親子体験学習 ・授業参観	・計画訪問		・道徳の時間の実施状況確認		・あいさつ運動 ・友達アンケート (家庭持ち帰り)		・相談日 ・児童理解の会		・あいさつ運動 ・委員会 ・縦割り班活動 ・ナカノトーク		・友達アンケート (家庭持ち帰り) ・地区懇談会 ・PTA教育講演会	
7	・1学期終業式 ・4年音楽会 ・通知表渡し ・保護者懇談 ・5・6年生水泳記録会	・校内研修会 ・要請訪問 ・相互参観授業		・道徳の時間の実施状況確認		・あいさつ運動 ・夏休みの生活指導		・あゆみ渡しと保護者面談 ・相談日		・あいさつ運動 ・委員会 ・ナカノトーク		・保護者アンケート ・地区委員連絡協議会	

8	・6年自然体験学習 ・全校登校日	・1学期の振り返り			・校内研修 (いじめ対応アドバイザー) ・夏休みの生活指導振り返り ・校区の夜間見回り		・夏休みの生活振り返り ・校内研修(児童理解)				
9	・授業参観 ・グッドマナーキャンペーン	・校内研修会 ・要請訪問 ・相互参観授業	・道徳授業参観 ・道徳の時間の実施 状況確認		・あいさつ運動 ・花丸生活大作戦 ・友達アンケート		・相談日 ・児童理解の会	・あいさつ運動 ・委員会 ・縦割り班活動 ・ナカノトーク	・親子奉仕作業 ・友達アンケート		
10	・運動会	・校内研修会	・道徳の時間の実施 状況確認		・あいさつ運動		・相談日 ・児童理解の会	・あいさつ運動 ・委員会 ・縦割り班活動 ・ナカノトーク	・学校運営協議会		
11	・ピュアキッズ (2・5年生) ・3年器械運動交歓会 ・マラソン記録会	・要請訪問	・道徳の時間の実施 状況確認		・あいさつ運動 ・友達アンケート (家庭持ち帰り)		・相談日 ・児童理解の会	・あいさつ運動 ・委員会 ・縦割り班活動 ・ナカノトーク	・非行被害防止講座 ・友達アンケート (家庭持ち帰り)		
12	・6年薬物乱用防止教室 ・2学期終業式 ・通知表渡し	・2学期の振り返り ・校内研修会 ・自己評価	・人権週間の取組 ・道徳の時間の実施 状況確認		・あいさつ運動 ・校内研修(いじめ対応) ・冬休みの生活指導		・冬休みの計画 ・あゆみ渡しと保護者面談 ・相談日	・あいさつ運動 ・委員会 ・ナカノトーク	・保護者アンケート		
1	・3学期始業式 ・校内書初め大会 ・校内なわとび大会 ・授業参観	・校内研修会 ・要請訪問	・道徳の時間の実施 状況確認		・あいさつ運動 ・冬休みの生活指導振り返り ・友達アンケート		・冬休みの生活振り返り ・児童理解の会 ・相談日	・あいさつ運動 ・委員会 ・縦割り班活動 ・ナカノトーク	・学校運営協議会 ・友達アンケート (家庭持ち帰り)		
2	・新1年生を迎える会 ・6年生を送る会	・学校研究のまとめ	・道徳の時間の実施 状況確認		・あいさつ運動 ・いじめ防止強化月間		・相談日 ・児童理解の会	・あいさつ運動 ・委員会 ・縦割り班活動 ・ナカノトーク			
3	卒業式 修了式	・次年度の方向性	・今年度の振り返り ・次年度の重点項目		・あいさつ運動 ・春休みの生活指導		・相談日	・あいさつ運動 ・ナカノトーク			
年通		・ナカノトーク	・計画に基づく道徳教育の実施		・生活目標 ・友達アンケート		・スクールカウンセラーとの情報交換 ・特別支援校内委員会	・あいさつ運動 ・委員会	・保護者への連絡 ・見守り隊への連絡		

いじめとは・・・

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童が、在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(注1) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人間関係のある者を指す。

(注2) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」などのように、直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注3) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

2 いじめに関する基本的認識

(1) いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である

どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要がある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。

(2) いじめは、すべての児童、学級・学校に起こりうる問題である

どの学校の、どの学級の児童においても、いじめは起こり得る。また、子どもたちの誰もがいじめを行う者にもいじめを受ける者にも成り得ること、さらに、いじめを受けた者がいじめを行う者に、またその逆になることもある。

(3) いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されない

実際に手出しあしないが、見ではやし立てる児童、「関わりたくない」「仕返しがこわい」などの理由から、傍観する者も多い。見て見ぬ態度はいじめの助長につながり、いじめを行う児童に加担することにもなる。児童の態度いかんで、いじめの抑止力にも成り得るため、児童がいじめについて正しく認識することが大切である。

(4) いじめの様態は様々である

いじめの行為が発見しやすいものと、表出しにくいものなど、その様態は様々である。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

(5) いじめは、児童からの自発的な訴えが寄せられにくく、事実の発見が難しい問題である

いじめを受けている事実を知らせることにより自尊心が傷つく、親に心配をかけたくない、さらなるいじめを受けることへの不安等により、事実を口にしないことやアンケート調査の回答に事実を反映させないことも少なくない。また、事実を隠し平静を装ったり、明るく振る舞ったりすることもある。さらに、自分自身に原因があると自責の念に駆られ、自分の存在を否定する気持ちに陥ったり、具体的な行動（自傷行為や命にかかわる重大事故）につながったりすることもある。いじめを受けているストレスや欲求不満の解消を他の児童に向けることもある。

(6) いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することもある

本人にはいじめとしての自覚は無く、冷やかしやからかい、いたずら等の遊び感覚で行為に及

んでいることもあり、いじめを受けている児童との意識に大きな差が見られる。また、いじめを受けている児童にも原因や問題があると考え、いじめ行為を正当化する間違った認識も一部には存在する。さらに、周囲との差異や個性を柔軟に受け入れることができないことにより、いじめが発生したり、自分がターゲットにならないために、いじめ行為に加わったりすることもある。

(7) いじめは、解消後も注視が必要である

アンケート調査等により認知したいじめについて、関係児童を指導し問題が収束、解消したとられた事案についても、時間を置いて再発する可能性を含んでいる。また、以前に把握した際の内容とは異なるいじめの様相、サインを発することもある。

(8) いじめは、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である

教師の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長してしまったりすることもあり得る。そのため、日頃からの「いじめは絶対に許されない」とする毅然とした態度、個性や差異を尊重する姿勢を示し、道徳教育や心の教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて、教師が正しく認識し指導することが大切である。

(9) いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している

わが子の健全な育ちに責任を持つことや、しつけや指導の仕方、いじめについてのとらえ方など、家庭の様子が児童に与える影響は大きい。家族から得る深い愛情や精神的な支え、信頼関係、親子の会話やふれあい、子どもを学校に通わせるうえで必要な配慮や準備の有無など、家庭教育の在り方が、児童のいじめにつながる言動に反映されている場合もある。

(10) いじめは、家庭・学校・関係機関・地域社会が連携して取り組むべき問題である

児童の様子をいち早くキャッチした者が、その当人を取り巻く全ての関係者と連携して、それぞれの立場から解決に向けた責務を果たす必要がある。

いじめ対応マニュアル

1 いじめの未然防止に向けて

(1) いじめを許さない学校・学級づくり

- ① 「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい学校風土を作る（未然防止）」という考え方への転換が必要である。すべての児童を対象に、健全な社会性をはぐくみ、当たり前のことを当たり前に行っていく、善いことは善い、悪いことは悪いと伝えしていくことが、学校教育本来の活動である。
- ② いじめを受けた者を守るという意味だけの未然防止策ではなく、いじめを行わせないという意味での未然防止策が必要である。
- ③ 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童に徹底させること。いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめ行為と同様に許されないと認識、また、いじめを受けていることを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を、児童にしっかりと定着させる。
- ④ 学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼関係の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について、児童が心から価値意識を感じるよう適切に指導すること。特に、学級（ホームルーム）経営、人権教育、道徳教育を通して、このような指導の充実を図る。また、学校行事や縦割り班活動、異学年交流をはじめ奉仕活動、自然体験等の体験活動、家庭・地域と連携した活動等、人間関係や生活経験を豊かなものとする教育活動を行う。
- ⑤ 学級活動や児童会活動などの場を活用して、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらいいかを考え、行動できるようになるよう、主体的に取り組む教育活動を行う。

(2) いじめの未然防止に向けた手立て

①学級経営の充実

- ア 児童に対する教師の受容的、共感的態度により、子ども一人一人のよさが發揮され、障害・国籍・疾病等による差別心をもたず、互いを認め合う学級を作る。
- イ 児童の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりをすすめる。
- ウ 正しい言葉遣いができる集団を育てる。
 - ・いじめの大半は言葉によるものであるため、人権意識を欠いた言葉遣いには適宜指導を行う。例)「キモイ」「ウザイ」「死ね」
- エ 年度初めに学級のルールや規範を定め、児童が守れるように年間を通じて継続的に指導を行う。また、改善に向けて、粘り強く毅然とした指導を徹底することも重要である。
- オ 定期的に行う生活アンケートや各種学力調査における質問紙調査の結果、児童の欠席・遅刻・早退の回数、普段と異なる表情や体調不良等から実態を把握し、変化の兆候を素早くつかむとともに早期対応につなげる。
- カ 学級担任として、自らの学級経営の在り方を定期的に見つめ直し、見通しをもって進める。

②授業中における児童指導の充実

- ア 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりを進める。
- イ 「楽しい授業」「分かる授業」を通して子どもたちの学び合いを保障する。
- ウ 発言や集団への関わりに消極的な児童もいるため、教師が適切に支援を行い、満足感や達成感、連帯感がもてるよう配慮する。
- エ 教科担任として、自らの授業づくりの在り方を定期的に見つめ直し、見通しをもって進める。

③道徳授業の充実

自他を尊重する態度、人権を守る態度の育成など、いじめ防止に深く関わりのある題材を取り上げることを指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫する。

④学級活動の充実

- ア 話合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- イ 学級内のコミュニケーションを活性化するため、構成的グループ・エンカウンター(※1)のプログラムやピア・サポート、ピア・カウンセリング等(※2)を活用し、社会性を育てる。
- ウ アサーション・トレーニング(※3)やソーシャル・スキルトレーニング(※4)等を活用し、人間関係のトラブルや、いじめの問題に直面した時の対処の仕方を身に付けさせる。

⑤学校行事の工夫

児童が取り組むことを通じて、達成感や自己有用感、感動、人間関係の深化が得られるような企画や工夫を行う。

⑥異学年交流や縦割り班活動の充実

異学年や縦割り班活動で活動する場を設け、児童同士の関わり合いと認め合う活動を通して、絆づくりを図ると共に、一人一人の自己肯定感を高める。

⑦児童会活動や生徒会活動の工夫

児童が主体となって、自らいじめ問題の予防と解決に取り組めるよう、児童会や生徒会活動を活用する。

児童会による「いじめ防止に向けた取組（標語など）」「あいさつ運動」等

⑧生命尊重やいじめ防止を目的とした強化月間等における取組の充実

人権強化月間等を活用し、学校全体や学年・学級単位で生命や人権を尊重する取組、いじめ防止に向けた取組を具体的に行う。

- ・「いじめ防止強化月間」・・・・・・・6月、11月、2月（家庭で友達アンケート）
- ・「いのちと心の授業」・・・・・・・上記月間において道徳及び学級活動等で実施

⑨情報モラル教育の充実

パソコン、携帯電話等を使って、意図的または無自覚にいじめを行う者やいじめを受ける者になるケースがある。情報教育授業のほか、道徳、学級活動などの中で関連性をもたせながら情報モラル教育に取り組む。

⑩発達障害のある子ども等へのいじめを防ぐ

発達障害のある子どもに対するからかい等から、いじめへの発展を防止するため、スクールカウンセラーなど専門職を交えて、教職員間で障害特性の理解や具体的のかかわりの共通認識をもとに、周りの児童への指導や本人への配慮等の対応方法を工夫する。

※1 リーダーの指示した課題をグループで行い、そのときの気持ちを率直に語り合い、「心と心のキャッチボール」を通して、徐々に本音を表現し合い、それを互いに認め合う体験を深めていくこと。

※2 児童同士の相談相手（ピア・カウンセラー）や相談相手まではいかなくても支えたり、励ましたりする仲間を児童の中で作る取組。

※3 自分の考え、欲求、気持ちなどを率直に、正直に、その場の状況にあった適切な方法で述べ、自分も相手も大切にした自己表現の訓練。

※4 困難を抱える状況の総体を「ソーシャルスキル」と呼ばれるコミュニケーション技術の側面からとらえ、そのような技術を向上させることによって困難さを解決しようとする技法

2 いじめの早期発見に向けて

(1) いじめを発見する手立て

①教員と児童との日常の交流を通しての発見

休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会に、気になる様子に目を配る。また、言動や服装等に普段と異なる様子が見られる場合には、教員から声を掛け様子を伺う。

②複数の教員の目による発見

- ア 多くの教員が様々な教育活動を通して子どもたちに関わることにより、発見の機会を多くする。
- イ 教室から職員室へ戻る経路を時々変えたり、トイレや特別教室付近などを確認したりすることも気になる場面の発見につながる。
- ウ 教員がいない場所ほどいじめが起こりやすいという認識のもとに、休み時間、昼休み、放課後の校内巡回を積極的に行うことも、発見を容易にする。

③アンケート調査の実施と分析

- ア いじめも含めた「生活アンケート」等の調査を学校全体で計画的に取り組む。
友達アンケート：隔月で実施する。年間3回、強化月間に合わせて各家庭で実施する。
- イ アンケートの集計や分析には、担任を中心に複数の教員あたり、記述内容の分析などにはスクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得ることも有効である。
- ウ 児童の人間関係に変化が表れる時期（新年度や長期休業明け等）や、学年末でクラス替えに伴う人間関係上の不安を感じる時期に実施することも有効である。

④教育相談を通した実態把握

- ア 定期的な面談を実施するとともに、児童が希望をする時には面談ができる体制を整えておく。
(ふれあいタイム：友達アンケート実施後)
- イ 面談方法や面接結果について、スクールカウンセラー等の専門的な立場から助言を得る。

⑤学級内の人間関係を客観的に把握

学級内での人間関係のトラブルが潜在化し、いじめに発展しているケースもある。担任の思い込みを避けるためには、教師の間の情報交換や各種調査による点検を行う。

(2) いじめを訴えることの意義と手段の周知

①「いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる」ことであると日頃から指導し、浸透させる。

②学校における「いじめ相談」への対応について家庭や地域に周知する。

- ・担任はもとより、養護教諭他、誰でも話しやすい教職員に伝えてよいことを周知する。
- ・スクールカウンセラーへの相談の申し込み方法を周知する。

③匿名による訴えへの対応

匿名で訴えたい気持ちに理解を示し、早期に確実にいじめを解決するためには氏名等の情報を得る必要があることを伝え、相談機関は秘密を厳守して、意向に添った対応を行うことを周知する。

(3) 保護者や地域等からの情報提供

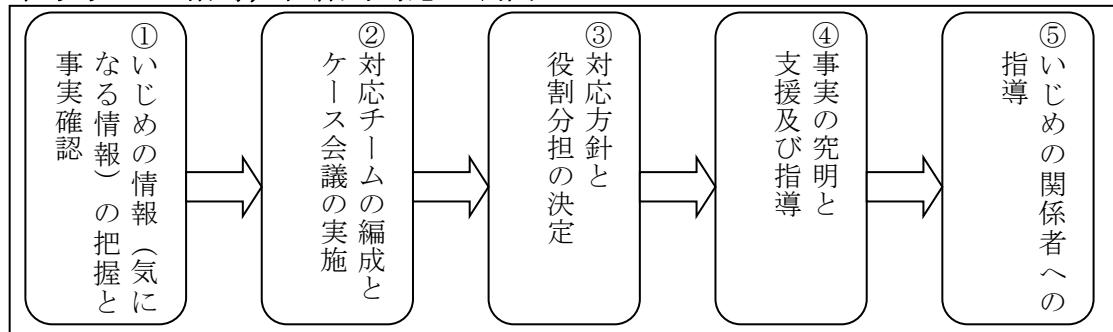
①日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者、地域に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見及び情報提供に協力を求める。

- ・保護者への協力依頼
- ・学童クラブとの相互連携
- ・地域（民生児童委員・子ども家庭センター）への協力依頼

②保護者が児童の変化を読み取れるよう「チェックポイント」(p.22「学校における日常的な観察」)などを知らせるとともに、いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知する。

3 いじめの発見から解決まで

(1) 発見から指導、組織的対応の展開



①いじめ情報（気になる情報）の把握と事実確認

情報の把握

- ・いじめが疑われる言動を目撃・児童や保護者からの訴え
- ・アンケート調査への回答・他の教員からの情報提供
- ・連絡帳やノート、授業プリント等から気になる言葉を発見・事実確認
- ・事実の有無や内容の真偽について当該児童、関係児童への確認
- ・生徒指導主事や管理職への報告や学校としての組織対応と同時に実施

留意点

- ・把握した教員一人で解決しようとしない。
- ・関係児童の担当教員の指導力が否定されるととらえ、報告がされない、または遅れることがある。
- ・特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み報告を行わないことは、法第23条第1項に違反する。

②対応チームの編成とケース会議の実施

事案に応じて柔軟にチームを編成する。

③対応方針と役割分担の決定

ア 情報の整理

- ・いじめの態様、関係者、被害者、加害者等、周囲の児童の様子

イ 対応方針

- ・緊急度の確認「自殺」、「不登校」、「脅迫」、「暴行」等の危険度を確認
- ・事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認
(聴取は2名体制等が望ましいが、児童の事情も考慮する)

ウ 役割分担

- ・被害者からの事情聴取と支援担当
- ・加害者からの事情聴取と指導担当
- ・周囲の児童と全体への指導担当
- ・保護者への対応担当・関係機関への対応担当

④事実の究明と支援及び指導

いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聞き、事実に基づく指導を行えるようにする。聴取は、いじめを受けた者、周囲にいる者(冷静に状況をとらえている者)、いじめを行った者の順に行う。また、徹底的な事実の究明よりも、支援・指導に力点を置いた対応を心掛ける。

【事情聴取の際の留意事項】

- いじめられている子どもや、周囲の子どもからの事情聴取は、人目につかないような場所や時

間帯に配慮して行う。

- 安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。
- 関係者が複数いる場合は、個々に聴取を行う。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取をすすめる。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意をはらう。
- 聴取を終えた後は、教員が保護者に直接説明を行う。また、事案の内容や児童の様子により当該者を自宅まで送り届けるなど配慮する。

【事情聴取の段階ではならないこと】

- いじめられている子どもといじめている子どもを同じ場所で事情を聞くこと。
- 注意、叱責、説教だけで終わること。
- 双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導すること。
- ただ単に謝ることだけで終わらせること。
- 当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

⑤いじめの関係者への指導

ア いじめを受けている児童への対応

基本的な姿勢	<ul style="list-style-type: none">・いかなる理由あっても、徹底していじめられた子どもの味方となり、守り通すことを約束する。・子どもの表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。
事実の確認	<ul style="list-style-type: none">・担任を中心に、児童が話しやすい教員等が対応する。・いじめを受けた悔しさや辛さにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。
支援	<ul style="list-style-type: none">・時間や場を確保し、じっくりと聞く態勢を整え、安心感を与える。・学校は、いじめを行う児童を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。・自己肯定感の喪失を食い止めるよう、児童のよさや優れているところを認め、励ます。・いじめを行う児童との今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。・学校は、安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教師等の連絡先、または相談機関の連絡先を教えておく。・「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。・いじめ問題が原因で、当該児童やその保護者が転学を希望する場合には、上記のような支援を具体的に行い、いじめ問題の解決に向けた環境整備や再発防止の取組について理解を促す。
経過観察等	<ul style="list-style-type: none">・連絡帳や生活ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。・自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

イ いじめを行った児童への対応

基本的な姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。 ・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。 ・心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようにするなど、一定の教育的配慮のもとに指導を行う。
事実の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・対応する教員は中立の立場で事実確認を行う。 ・話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。 ・複数名で対応し、話したことをその言葉通りに記録する。
指導	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵す行為であることに気付かせ、他者の痛みを理解できるよう根気強く継続して指導する。 ・自分がいじめを行ったことの自覚をもたせ、責任転嫁等を許さない。 ・いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。 ・不平不満、本人の満たされない気持ちなどをじっくり聴く。 ・いじめの状況が一定の限度を超える場合には、いじめを受けている児童を守るために、いじめを行った児童に対し出席停止の措置を講じたり、警察等関係機関の協力を求め、厳しい対応策を取ることも必要である。 ・出席停止の措置を講ずる場合には、その後の展望について指導プログラムを作成し、順序を追って適切な指導を行うとともに、教育委員会や保護者間で十分な共通理解、及び連携を図る。
経過観察等	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡帳や生活ノート、面談などを通して、教員との交流を続けながら変化や成長を確認していく。 ・授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。

ウ 傍観したり周囲にいたりした児童への対応

基本的な指導	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。 ・いじめの問題に、教員が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。
事実の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る行為であることを伝える。 ・いじめを告げたことによっていじめを受けるおそれがあると考えている児童を徹底して守り通すということを教職員が言葉と態度で示す。
指導	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者である事実を受け止めさせる。 ・いじめを受けた児童は、傍観したり周囲にいた児童の態度をどのように感じていたりしたかを考えさせる。 ・これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。 ・いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。 ・いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。
経過観察等	<ul style="list-style-type: none"> ・学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。 ・いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

(2) 保護者との連携

①いじめを受けた児童の保護者との連携

- ア 事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問等を行い学校で把握した事実を正確に伝える。
- イ いじめを受けた児童を、学校として徹底して守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ウ 対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの児童の様子等について情報提供を受ける。
- エ いじめの全貌が分かるまで、いじめを行った児童の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- オ 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

【保護者の不信をかう対応】

- 保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにはいじめはない」などと言う。
→事実を調べ、いじめがあれば児童を必ず守る旨を伝える。
- 「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの誤った発言をする。
- 電話で簡単に対応する。

②いじめを行った児童の保護者との連携

- ア 事情聴取後、児童を送り届けながら家庭訪問を行う等、事実を経過とともに伝える。
- イ いじめを受けた児童の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ウ 指導の経過と児童の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- エ 誰もが、いじめを行う側にも、いじめを受ける側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- オ 事実を認めなかつたり、うちの子どもは首謀者ではないなどとしたり、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の児童を思う信念を示し、理解を求める。

【保護者の不信をかう対応】

- 保護者を非難する。 ○これまでの子育てについて批判する。

③保護者との日常的な連携

- ア 年度当初から、通信や保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。
- イ いじめや暴力の問題の発生時には、いじめを受ける側、いじめを行う側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。

(3) 教育委員会への報告及び関係機関との連携

①具体的な関係機関と連携を必要とする状況

深刻ないじめの解決に当たっては、「いじめ調査月別報告」とは別に、速やかに教育委員会へ報告（相談）する。

また、警察、児童相談所、医療機関等の連携が不可欠であるため、以下について校内で周知をはかる。

関係機関	教育委員会 教育指導課	研究センター (教育相談コーディネーター)	研究センター (スクールソーシャルワーカー)	主任児童委員	子ども家庭センター	警察署	児童相談所	青少年補導センター	医療機関
連携を必要とする状況									
・いじめの発見状況を報告	○	○							
・対応方針についての相談	○	○							
・指導方針や解決方法についての相談	○	○							
・児童や保護者への対応方法についての相談	○	○							
・いじめによる暴行・傷害事件、恐喝等の刑事事件が発生している。						○	○	○	
・いじめを受けた児童が外傷や心的外傷を負っている。		○							○
・いじめを受けた児童、いじめを行った児童への心のケアが必要である。		○							○
・児童の地域における状況についての相談		○	○	○					
・保護者と学校に対立がある場合	○								
・いじめを行った者、いじめを受けた者の家庭環境など外的要因がある場合		○	○		○				

②いじめ対策委員会による対応

前述の関係機関との連携を図る場合は、教育委員会の判断によりいじめ対策委員会を招集し、解決に向けた協議及び当該校への支援を行う。

【中能登町いじめ対策委員会】（例）

教育推進部長（委員長）	研修センター（教育相談コーディネーター）
庶務課長	研修センター（スクールソーシャルワーカー）
学務課長	小学校長会代表
教育指導課長（副委員長）	中学校長会代表
教育センター所長	小学校教員（生活指導担当）
男女協働・子ども家庭センター担当課長	中学校教員（生活指導担当）

※事案の内容や必要に応じて、関係部署、児童相談所、学識経験者、警察関係者、学校医、弁護士等の出席を要請する。

（4）いじめ解消の判断

いじめが解消している状態とは少なくとも次の2つの要件を満たす必要がある。ただし、以下の要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も考慮し判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する、心理的・物理的な影響を受けない状態が少なくとも3か月は続いていること。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童本人とその保護者に対して心身の苦痛を感じていないかどうか面談等によって確認する。

※いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員がいじめの被害児童及び加害児童については日常的に注意深く継続して観察するよう、必要な指導・助言を行う。

4 いじめ問題への組織的な対応について

(1) 組織対応の基本的な考え方

【いじめ問題への組織的な対応について】

担任や一部の教職員だけで問題を抱え込むことなく、学校として組織的に対応することが原則である。そのために、以下について校内で共通理解を図ること。

①いじめ問題は、早期発見や早期解決、未然防止に向けて、チームで対応することを原則とする。

②いじめ対策に同一歩調で取り組む組織（対策会議や校内委員会）やルールを作る。

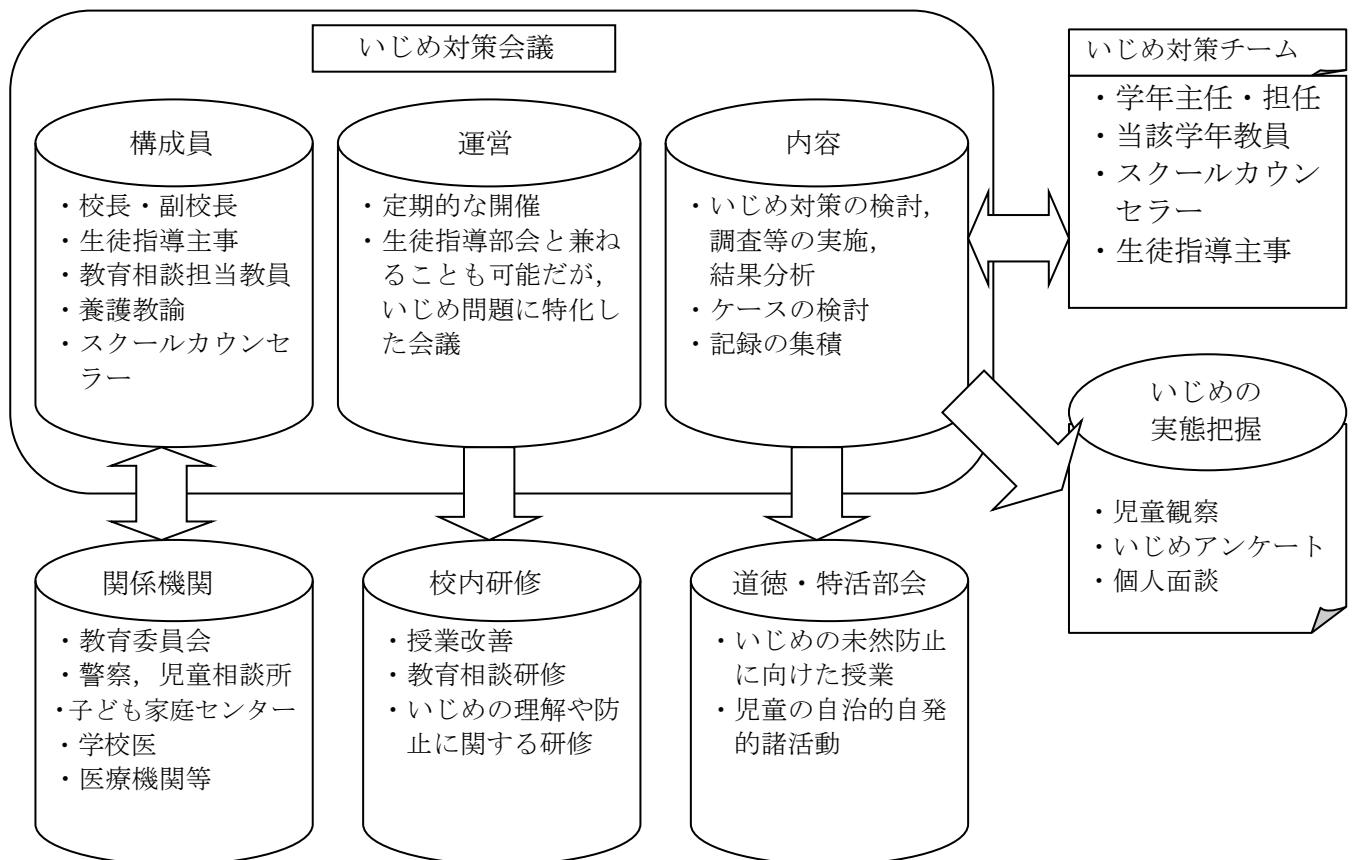
③各学級で起きていることを校内報告会等で共有化して、担任を学校全体でフォローする。

④問題解決までの過程を明確にして、安易に解決したと判断しない。

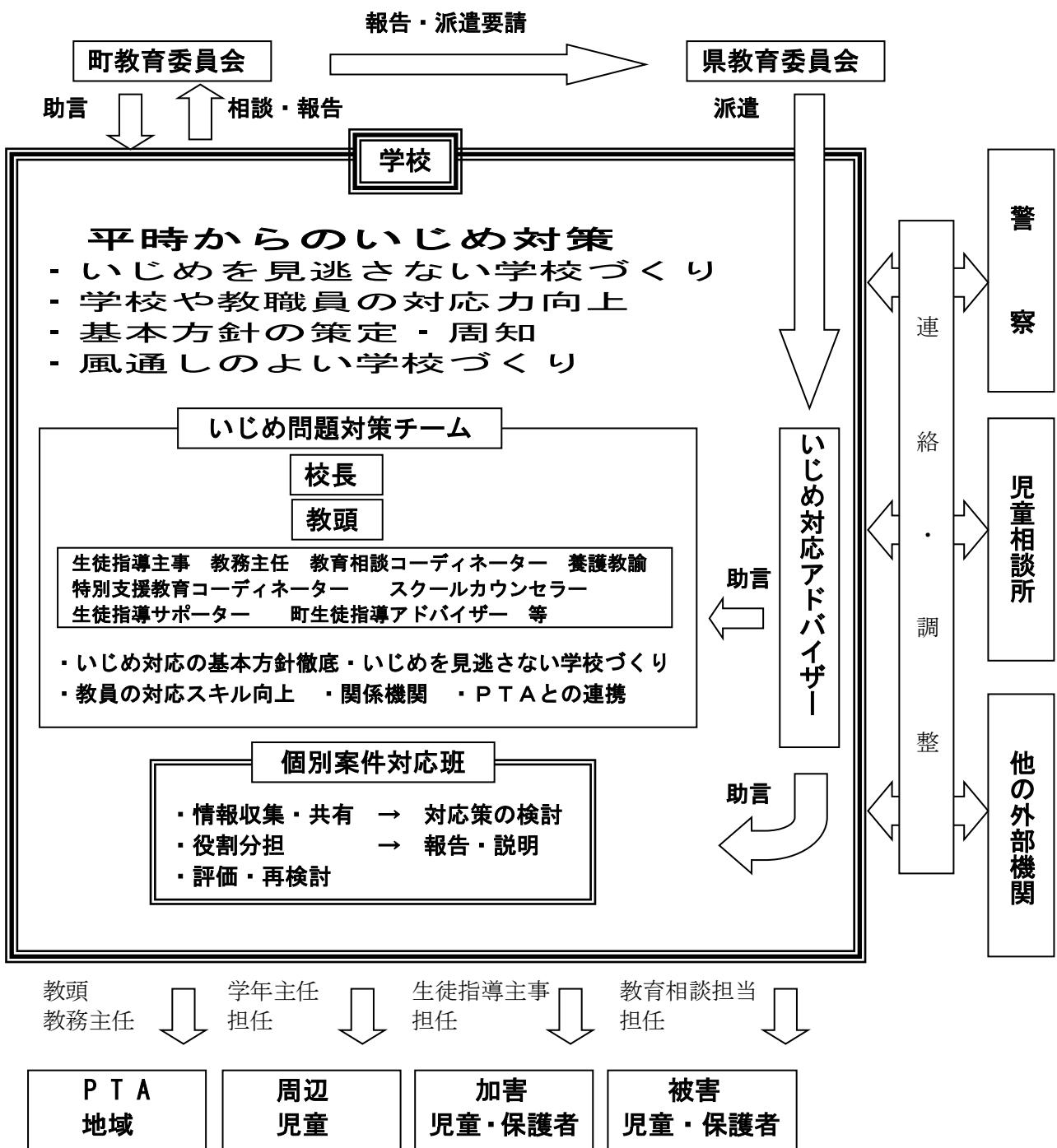
（問題解決までの過程とは、「実態把握」→「解決に向けた役割分担と対応」→「経過観察」→「検証」を指す。）

⑤時系列に沿って、経過の記録を残しておくこと。

(2) いじめ対策会議の各校設置（例）



いじめ問題対応組織表



【スクールカウンセラーとの連携】

学校スタッフの一員として、以下に示す状況について対応する。

- 例) ・対応方針についての相談・指導方針や解決方法についての相談
- ・児童や保護者への対応方法についての相談
- ・外傷や心的外傷を負っている、いじめを受けた児童へのケア
- ・いじめを受けた児童、いじめを行った児童への心のケア
- ・児童の地域における状況についての相談

(3) いじめ対策担当の設置

いじめ問題について、組織的に対応するための分掌であり、生徒指導主事が兼ねることも可能だが、いじめ対策に特化した業務を明らかにしておくことが必要である。

業務内容（例）

- ①校長の命を受け、経営的視点をもっていじめ対策を推進する。
- ②いじめ対策の校内全体計画や対応マニュアル等を立案する。
- ③いじめ対策会議の運営と、会議結果の全教職員への周知を行い、いじめ問題の「可視化」を推進する。
- ④個々の事例に関わる教職員への相談や助言、スクールカウンセラーや相談員との連絡調整を行う。
- ⑤ケース記録の集積と引き継ぎを行う。

(4) いじめの発見、報告体制等のシステム化

システム化しておくべきこと

- ①いじめを発見した時の報告体制
- ②いじめ発見のための実態調査の方法（アンケートや教育相談等の実施時期及び内容）
- ③いじめの指導記録の共通化
- ④情報の可視化→情報の共有化→問題への意識化→解決に向けた協働体制の確立
- ⑤いじめ問題の確実な引き継ぎ→いじめの再発防止→子どもを守る
- ⑥記録から見える課題の把握→いじめの発生しやすい時期、集団、人間関係、きっかけ、場所等

(5) いじめ認知件数についての考え方

いじめの認知は、いじめの解消に向けた第一歩であることから、件数の多寡が問題ではなく、正確な実態把握と認知後の対応が重要である。

(6) スクールカウンセラー(SC), スクールソーシャルワーカー(SSW), その他専門機関の活用

【未然防止の取組】

- ①教員とは別の枠組み、人間関係で相談ができる臨床心理の専門家としてのSCの役割を明示し、児童に対して相談室の利用の周知を図る。
- ②相談室は、児童が相談しやすい場所、相談しやすい雰囲気等について配慮する。
- ③SCが校内委員会などに参加し、教員、養護教諭、生活指導主任などとの連携、情報共有を図る。
- ④日常的に教員と情報交換をしたり、教員がSCから専門的な助言を得られやすくするため、職員室にSCの机を置いたりするなどの学校運営上の環境づくりに努める。
- ⑤グループ・エンカウンター、個人面談、ストレスマネジメント教育、ピア・サポート、ソーシャル・スキル・トレーニング、SCの専門性を積極的に活用して予防的対応に取り組む。

【解決に向けた取組】

- ①SCとSSWは、いじめに関係する児童への相談助言等を行い、またその置かれた環境を調整するなど、解決に向けて心理面及び環境面で連携した取組を行う。
- ②SCは、いじめを受けた者に対する迅速な心のケアを行うとともに、いじめを行った者に対して学校の指導と合わせて心理的サポートを行う。また学級全体に対しても心理面のサポートを行う。
- ③SSWは、いじめの当事者である児童について、必要に応じて、教室での行動観察や教職員に対する助言等を行うほか、保護者とともに環境要因の改善を図る。
- ④SSWは、いじめが原因で不登校になった児童について、家庭や学校における環境要因の改善を図りながら、学校復帰を支援する。
- ⑤家庭環境等に課題がある場合については、学校サポートチームやSSWと連携するほか、必要に応じて子ども家庭センター等、外部の専門機関と連携して、児童のおかれた環境の改善を図る。

5 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

近年、携帯電話やスマートフォンのみならず、音楽プレーヤーやゲーム機など、無線LANを利用してインターネットにつながる電子情報端末機器の普及に伴い、いつでもインターネットに接続できる環境になり、児童にとって、これまで以上に莫大な情報に容易に接する機会が増えてきている。

また、こうした機器の利用について、大人の情報不足から対応が後手になることがあるため、教職員及び保護者が仕組みを理解し、「ネットいじめ」の未然防止に努める必要がある。さらに学校は、児童に適切にネット依存や情報モラルの指導ができる体制整備を進める必要がある。

(1) 「ネットいじめ」の特徴について

- ・不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものになる。
- ・匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、誰もが簡単に被害者にもなる。
- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。
- ・インターネット上に一度流失した個人情報等は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。
- ・子どもの利用しているサイトなどを詳細に確認することが困難なため、いじめの実態の把握が難しい。
- ・パスワード付きサイトやSNS、グループチャット、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく発見しにくい。
- ・グループチャット機能のあるアプリを使用している場合に、グループから外されるという行為が散見される。

(2) 「ネットいじめ」の未然防止・早期発見について

- ・学校は児童に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えるかねない行為であることを理解させる。
- ・早期発見の観点から、教育委員会と連携し、学校ネットパトロールを実施するなどの方法により、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ・児童が悩みを抱え込まないよう、学校内に児童が相談しやすい環境を作ることが重要である。また、地方法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。
- ・学校や地域の実態及び児童の発達の段階に応じた情報モラル教育を推進する必要がある。
- ・「ネットいじめ」について、教職員自身が理解するとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要である。
- ・インターネットの利用に関する親子のルール作りや児童同士のルール作りを推進する。
- ・保護者は、防災・防犯その他特別な目的のために使用する場合を除き、小中学生には携帯電話を持たせないように努める。
- ・保護者は、児童に携帯電話等を所持させる場合には、フィルタリングサービスの利用を徹底するように努める。

(3) 「ネットいじめ」の対応について

- ・「ネットいじめ」の対応に当たっては、その性質上、より速やかで適切な対応が求められる。また、保護者や関係機関との連携が重要である。
- ・グループチャット機能を使用した仲間はずしなどのいじめについては、被害児童及び加害児童双方から、十分な聞き取りを行い、事実関係を明らかにするとともに、相手の立場に立って考え方の指導が重要である。
- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、一旦保存した上で、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。なお、必要に応じて警察や地方法務局の協力を求める。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(4) 削除依頼等の手順について

- ・事実の確認

被害者本人及び保護者の了解のもと、発見の経緯、書き込み者の心当たりの有無、保護者への相談状況、他の児童の認知状況等を確認し、実態を把握する。なお、書き込みのあった掲示板等のアドレスを控え、書き込み内容を保存しておく。

- ・対応方針の検討

把握した実態に対し、校長の指示のもと組織的に対応する。その際、被害者本人及び保護者の心情にできる限り配慮する。

- ・児童への対応

被害者本人への対応(不安の共感的理解)、加害者への対応(書き込み者が特定されている場合)、当事者以外の児童への指導(必要と判断した場合)等について、インターネット上の対応と並行して行う。

- ・インターネット上の対応

書き込み者が特定できた場合には、当該児童に書き込みを削除させることが先決である。書き込み者が特定できない場合には、被害者本人や保護者又は学校等が掲示板の管理者やプロバイダ等に削除依頼を行う。削除依頼のタイミングは、事案の内容に応じて適切に判断する必要がある。

- ・事後の経過の確認

書き込みを削除できた場合でも、しばらくの間は、被害者の心のケアはもちろんのこと、その後の書き込み状況の経過を見る必要がある。

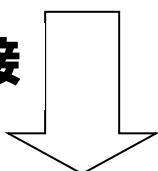
ネットいじめ等被害時の対応手順

SNS 上にいじめ等の内容を書き込まれた



掲示板のアドレスを控え、書き込み内容を保存する

直接



警察・法務局に相談する



掲示板の管理者に削除を依頼する



管理者が不明等の場合はプロバイダ等に削除を依頼する

6 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、教育委員会に報告し、教育委員会の指導・助言のもと調査組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うものとする。なお、調査組織に外部の専門家を加えるなど、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが大切である。

また、重大事態の発生により、被害児童だけでなく、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動搖が広がる場合があり、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める必要がある。

※国の「いじめ防止基本方針及び重大事態ガイドライン」を参考にする。

(1) 重大事態について

「法」第28条第1号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えは、以下のようなケースが想定される。

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

また、第2号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

なお、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態発生の報告

重大事態が発生した場合、教育委員会を通じて町長に事態発生について報告する。

(3) 重大事態の調査

- ・教育委員会の指導・助言のもと、速やかに学校の下に、重大事態の調査組織を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ・組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める必要がある。そのため、「法」第22条に基づく「いじめ問題対策チーム」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、調査に当たる。
- ・調査の実施に当たっては、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。
- ・これまでに先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

(4) 調査結果の提出及び報告

ア 調査結果の提出

- ・教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
- ・情報の提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ・得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要である。

イ 調査結果の報告

- ・調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は町長に報告する。
- ・いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文章の提出を受け、調査結果に添える。

(5) 調査結果を受けた町長による再調査及び措置

ア 再調査

上記（4）イの報告を受けた町長は、必要があると認めるときは、法第28条1項の規定による調査の結果についての調査（以下「再調査」という。）を行う。再調査についても、その主体はいじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適切に調査の進捗状況および調査結果を説明する。

イ 再調査を踏まえた措置等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限と責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、外部専門家等の追加配置等の支援を行う。

また、再調査を行ったときは、町長はその結果を議会に報告する。内容については、個人情報に対して必要な配慮を行う。

7 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

(1) 中能登町いじめ防止基本方針の取組の検証と見直し

町は、町の基本方針の策定から3年の経過を目安として、法の施行状況等を勘案して、町の基本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

(2) 学校いじめ防止基本方針の策定状況の確認と公表

教育委員会は、学校基本方針について、策定状況を確認・指導し、公表する。

8 いじめ問題の対応に関する教職員の意識向上

(1) いじめ問題に対応するための共通理解

職員会議や校内研修等で、いじめ問題への対応について、見識と共通理解を深めておくことが必要である。

①いじめの態様に関する認識が不十分であると、事態が軽視され、いじめが蔓延することもある。

②いじめの報告方法、指導方法に関する共通認識を図る。

(2) いじめ問題の対応に必要な教員の姿勢

①人権意識を高めることが大切である。（p. 24 「人権感覚を自己点検するためのチェックリスト」の活用）

②いじめ問題には必ず組織で対応する。

③いじめは自分の目だけでは十分に発見できるものではないとの認識に立ち、児童や保護者からの通報、他の教職員からの情報を真摯に受け止め対応する。

④自分が担当する学級、授業等の様子について、日頃から他の教員と情報交換する等、多くの教師や保護者等の目に触れるようにしておく。

⑤児童によっては、いじめを原因に自ら命を絶つことがある、という最悪の事態を想定し、日頃から教員やスクールカウンセラーに相談できる体制が確立されていることを周知したり、気になる児童には、教員から声を掛けたりする。

さらに、いじめ等、相談された内容については、解決に向け全力で取り組み、当該の児童を徹底して守る姿勢を伝え、安心感を与える。

(3) いじめと犯罪の関係についての認識

いじめは、当事者間の状況によっては司法機関と連携し、犯罪として対応する必要がある場合がある。「社会で許されない行為は学校の中でも許されない」との認識に立ち、児童が行ったりじめに対し適切に責任を取るべきであることを指導するとともに、保護者にも正しい理解を図る必要がある。

(4) いじめについての研修

いじめの認知（いじめの定義）、いじめ防止の実践事例、インターネットを通じてのいじめへの対応等の研修を行う。

いじめが抵触する可能性がある刑罰法規例について

- ・強制わいせつ罪（刑法第176条）・傷害罪（同204条）・暴行罪（同208条）
- ・強要罪（同223条）・窃盗罪（同235条）・恐喝罪（同249条）
- ・器物損壊罪（同261条）・脅迫罪（同222条）・侮辱罪（同231条）
- ・名誉毀損罪（同230条）

9 関係資料

(1) 児童の様子を把握するためのチェックリスト

学校における日常的な観察

登校時 から 始業時	<input type="checkbox"/> 朝早く登校したり、遅く登校したりする。 <input type="checkbox"/> いつも一人で登下校したり、友達と登下校していても表情が暗い。 <input type="checkbox"/> 自分からあいさつしようとせず、友達からのあいさつや言葉かけもない。 <input type="checkbox"/> 元気がなく、顔色がすぐれない。 <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない遅刻・早退を繰り返し、欠席も目立つ。
授業・ 学級活 動等の 時間	<input type="checkbox"/> 授業が始まってから、一人遅れて教室に入ってくる。 <input type="checkbox"/> 体の不調を訴え、たびたび保健室やトイレに行く。 <input type="checkbox"/> 以前に比べて、声が小さい。ぼんやりしていることが多い。 <input type="checkbox"/> うつむきかげんで発言しなくなる。 <input type="checkbox"/> 学習意欲がなくなり、成績が急に下がり始める。 <input type="checkbox"/> 配布したプリントなどが届いていない。 <input type="checkbox"/> グループ活動の際、一人だけ外れている。 <input type="checkbox"/> ふざけた雰囲気の中で、係や委員等に選ばれる。 <input type="checkbox"/> 教科書・ノート等が紛失したり、落書きされたりする。 <input type="checkbox"/> 教職員が誉めると、周りの子があざけたり、しらけたりする。 <input type="checkbox"/> 何人かの視線が特定の児童に集中したり、目配せなどのやりとりがある。 <input type="checkbox"/> 発言するとやじられたり、笑われたり、冷やかしの声があがったりする。 <input type="checkbox"/> 特定の児童の作品が傷つけられていたり、放り投げられていたりする。 <input type="checkbox"/> 特定の児童が指名されると、ニヤニヤする者がいる。 <input type="checkbox"/> 特定の児童の持ち物に触れることを嫌がる者がいる。
休み時 間	<input type="checkbox"/> 仲のよかつたグループから外され、教室や図書室等で一人ポツンとしている。 <input type="checkbox"/> 一人で廊下や職員室付近をうろうろしたり、用がないのに職員室で過ごすことが多い。 <input type="checkbox"/> 教職員に頻繁に接触したり、話しかけてきたたりする。 <input type="checkbox"/> 保健室に行く回数が多くなり、教室に戻りたがらない。 <input type="checkbox"/> 友達と過ごしているが表情は暗く、オドオドした様子がみられる。 <input type="checkbox"/> 遊びの中で笑いものにされたり、からかわれたり、命令されたりしている。 <input type="checkbox"/> 遊びの中で、いつも嫌な役をやらされている。（道具の後始末、他） <input type="checkbox"/> 周りの友達に必要以上の気遣いをしている。 <input type="checkbox"/> 特定の児童のそばを避けて通るなどの嫌がらせが見られる。
下校時	<input type="checkbox"/> 下校が早い。あるいは、用がないのにいつまでも学校に残っている。 <input type="checkbox"/> 玄関や校門付近で、不安そうな顔をしてオドオドしている。 <input type="checkbox"/> いつも友達の荷物を持たされている。 <input type="checkbox"/> 靴や傘等が紛失する。
その他	<input type="checkbox"/> 給食時、机が微妙に離され、一人寂しく食べている。 <input type="checkbox"/> 給食のメニューによって、配膳の量を極端に多くされたり少なくされたりする。 <input type="checkbox"/> 清掃時、いつもみんなが嫌がる仕事や場所が割り当てられている。 <input type="checkbox"/> 清掃時、他の児童から一人離れて掃除や後片付けをしている。 <input type="checkbox"/> 清掃時、特定の児童の椅子や机が運ばれなかつたり、放置されたりする。 <input type="checkbox"/> 集団活動や学校行事に参加することを渋る。 <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない衣服の汚れやケガなどが見られ、隠そうとする。 <input type="checkbox"/> 日記やノート等に、不安や悩みを感じる表現や投げ遣りな記述が見られる。 <input type="checkbox"/> 異なる通学経路から登下校する。 <input type="checkbox"/> 刃物などを、危険なものを所持している。

(2) 教員が指導を確認するためのチェックリスト

①学級経営や教科指導に関するチェックリスト

言動について	<input type="checkbox"/> 児童の言い分に耳を傾けている。 <input type="checkbox"/> 児童の良さを見つけようとしている。 <input type="checkbox"/> 人に迷惑を掛ける行動には、毅然とした態度で対応している。 <input type="checkbox"/> えこひいきや差別をせずに児童と接している。 <input type="checkbox"/> 児童の考えを共感的に受け止める。 <input type="checkbox"/> 適切な指導の意図が無く競争意識をあおったり、個人の責任を集団に押し付けたりすることがない。 <input type="checkbox"/> 児童のプライバシーを守っている。 <input type="checkbox"/> 一日に一回は会話をするなど、どの児童とも関わりをもっている。 <input type="checkbox"/> 教員が児童を傷付けたり、いじめを助長するような言動はしない。 <input type="checkbox"/> 常に人権感覚を高め、人権教育の自己研鑽に努める。
授業時間・学級活動	<input type="checkbox"/> わかりやすい授業、充実感のもてる活動が行われている。 <input type="checkbox"/> どの児童の発言にも、全員が耳を傾けている。 <input type="checkbox"/> 困ったことを話題にし、本音を出して考え合うムードができている。 <input type="checkbox"/> 朝の会、帰りの会が内容豊かで、生き生きと運営されている。 <input type="checkbox"/> リーダーに協力する支援体制ができている。 <input type="checkbox"/> 係が積極的に活動し、新しい試みを取り入れようとしている。 <input type="checkbox"/> 指示したことについて、児童が理解、納得しているか確認している。 <input type="checkbox"/> 児童の能力、特性に応じた説明をしている。 (理解しやすい話のスピード、視覚的な情報の活用等、説明の仕方を工夫)
普段の生活	<input type="checkbox"/> 誤りを認め、許し合えるムードがある。 <input type="checkbox"/> 教室に笑い声が響き、明るい雰囲気がある。 <input type="checkbox"/> 学級の小集団が閉鎖的でなく、互いに交流がある。 <input type="checkbox"/> 給食時に和やかな雰囲気があり、清掃や係活動等で公平に仕事がされている。 <input type="checkbox"/> 一人一人の児童を大切にするという観点で、掲示物や物品等、教室環境が整っている。また、交換や修繕が適切に行われている。
教員間や保護者との連携	<input type="checkbox"/> 学年会や他の会議で、児童の様子を情報交換できる場が確保されている。 <input type="checkbox"/> 日頃から職員室に、児童や学級の様子を気軽に話題にできるムードがある。 <input type="checkbox"/> 学年だよりや学級だよりなどで、学年・学級の取組の様子が保護者に理解されている。 <input type="checkbox"/> 日頃から、個々の児童の様子を保護者と連絡し合えるシステムが確立されている。 <input type="checkbox"/> いじめ等の問題について、保護者の訴えに謙虚に耳を傾け、正確に情報提供している。 <input type="checkbox"/> 一方的な思い込みや偏った見方でなく、確かな事実や根拠を基に指導する様子が伝わっている。

②人権感覚を自己点検するためのチェックリスト

朝の会	<input type="checkbox"/> 欠席や遅刻を早めに把握し、対処している。 <input type="checkbox"/> 遅刻した児童や前日に欠席・早退した児童に言葉かけをしている。
交友関係	<input type="checkbox"/> 児童の交友関係を把握している。 <input type="checkbox"/> 仲間外れや嫌がらせ、暴力などを把握し、直ぐに対処している。
給食	<input type="checkbox"/> 「いただきます」「ごちそうさま」など、食材になった動植物のいのちや調理した人への感謝の言葉をしっかりとと言わせている。 <input type="checkbox"/> 配膳や片付け等で嫌な思いをする児童がいないように気を配っている。
清掃	<input type="checkbox"/> 清掃時間が始まったら素早く清掃場所へ行き、清掃指導に携わっている。 <input type="checkbox"/> いつも楽な仕事ばかりしている児童や、大変な仕事を押し付けられている児童がないように気を配っている。 <input type="checkbox"/> 教室や廊下の黒板や掲示板に落書きは無いか気を付けている。
帰りの会・放課後	<input type="checkbox"/> 明日の意欲につながるような言葉かけをしている。
授業	<input type="checkbox"/> 授業の開始、終了時刻を守っている。 <input type="checkbox"/> 空席の児童を確認している。 <input type="checkbox"/> 誰もが設備・器具等を公平に使えるよう配慮している。 <input type="checkbox"/> 教員の期待とずれた児童の答えの発信を尊重しようとしているか。また、「どうしてこんなことができないのか」などと、自尊心を傷付けるような言い方をしていない。 <input type="checkbox"/> 児童の失敗があった時、失敗に笑う者がいたら黙認せず、注意している。
児童に接する時	<input type="checkbox"/> 一人一人の顔を見て、名前に敬称を付けて呼んでいる。 <input type="checkbox"/> 児童同士の相手を罵倒する言葉や暴言、あだ名を見過ごし、黙認していない。 <input type="checkbox"/> 児童の話を親身に聞いている。 <input type="checkbox"/> 児童を指導する際、人格を否定するような注意をしていない。 <input type="checkbox"/> 失敗が多い児童を先入観で悪く評価してしまうことはない。 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹と比べて、褒めたりけなしたりしていない。 <input type="checkbox"/> 児童の欠点を見付けようとせず、良さに目を向けるように努力している。 <input type="checkbox"/> 失敗した児童のことを、他の学級で例として話していない。 <input type="checkbox"/> 「がんばれ」ではなく「がんばっているね」などと、児童の努力を認める言葉かけに心掛けている。
その他	<input type="checkbox"/> 文書や懇談会などで使う言葉について配慮している。 <input type="checkbox"/> 個人情報の管理はしっかりとできている。 <input type="checkbox"/> ドリル学習の進度や忘れ物を示す一覧表、身体的状況を示すグラフなど、児童のプライバシーに関わる内容を掲示していない。

(4) 相談・記録用紙

相談カード（例）

★お願い

この相談カードは、いじめで困っている人や、いじめの様子を見て心配している人が書くものです。学校からいじめがなくなり、みんなが安全に安心して生活できるように協力してください。

このカードに書いて相談してくれたことは、他の人には知られないようにします。安心して書いてください。	
記入日（この紙を書いた日）	月日（）
あなたの名前	年組なまえ
相談したいことに○をつけてください。	
い じ め に つ い て	<input type="checkbox"/> 自分がいじめを受けている
	<input type="checkbox"/> 友達やクラスの人がいじめを受けている
	<input type="checkbox"/> 自分がいじめを行っている
	<input type="checkbox"/> 友達やクラスの人がいじめを行っている
いじめの様子について○をつけてください。	
い じ め に つ い て	<input type="checkbox"/> ひやかしやからかい、悪口を言う
	<input type="checkbox"/> 仲間はずれ、無視
	<input type="checkbox"/> ぶつかったり、たたいたり、けったりする
	<input type="checkbox"/> お金や物をとる、持ってくるように言う
	<input type="checkbox"/> 持ち物をこわされたり、かくされたりする
<input type="checkbox"/> やりたくないことをやらされる、いいたくないことをいわされる	
いつごろのことか書いてください。	
(書き方の例：○月○日（○曜日）、○月ころ、○月くらいからずっと、など)	

このことで相談したい先生に○をつけてください

- 学級担任の先生
- 学年主任の先生
- 生活指導主事の先生
- 校長先生や教頭先生
- 養護の先生（保健室の先生）
- スクールカウンセラー
- その他の先生（ここに先生の名前を書いてください：）

この紙に書いてくれたことについて、先生やスクールカウンセラーさんから話を聞きます。

話を聞く日にちは、決まったらお知らせします。

※本カードの裏面に相談機関の一覧を印刷するのもよい

相談・記録のために（相談チェック表）

このカードに書いて相談してくれたことは、他の人に知られないようにします。安心して書いてください。	
記入日（相談を受けた日）	月 日
名前	年 組 なまえ
い じ め に つ い て	相談したいことに○をつけてください。
	() 自分がいじめを受けている
	() 友達やクラスの人がいじめを受けている
	() 自分がいじめを行っている
	() 友達やクラスの人がいじめを行っている
いじめの様子について○をつけてください。	
() ひやかしやからかい、悪口を言う	
() 仲間はずれ、無視	
() ぶつかったり、たたいたり、けったりする	
() お金や物をとる、持ってくるように言う	
() 持ち物をこわされたり、かくされたりする	
() やりたくないことをやらされる、いいたくないことをいわされる	
いつごろのことか書いてください。（分かれば時間帯） 書き方の例：（○月○日（○曜日），○月ころ，○月くらいからずっと，など）	
された場所	
このことで相談したい先生に○をつけてください（児童が詳しく話をしたい人）	
<input type="checkbox"/> 学級担任の先生 <input type="checkbox"/> 学年主任の先生 <input type="checkbox"/> 生活指導主事の先生 <input type="checkbox"/> 校長先生や教頭先生 <input type="checkbox"/> 養護の先生（保健室の先生） <input type="checkbox"/> スクールカウンセラー <input type="checkbox"/> その他の先生（ここに先生の名前を書いてください：）	
この紙に書いてくれたことについて、先生やスクールカウンセラーさんから話を聞きます。 話を聞く日にちは、決まったらお知らせします。	

★お願い

この相談カードは、いじめで困っている人や、いじめの様子を見て心配している人が書くものです。
学校からいじめがなくなり、みんなが安全に安心して生活できるように協力してください。

いじめ指導記録（例）（「いじめを受けた児童」「いじめを行った児童」への指導を想定して）

作成日		作成者（指導を行った者）	
令和 年 月 日 ()		名前	分掌・役職等（※1）
指導した児童名 年 組			
いじめについて	指導した児童の立場について		
	<input type="checkbox"/> いじめを受けている		
	<input type="checkbox"/> いじめを行っている		
	いじめの様子について、以下を簡潔に箇条書きにする		
	①いじめの様態（※2）		
	②当該児童の状況		
③周囲の児童との関わり			
④保護者の状況			
⑤いじめの発端や状況 (人間関係等は図示でもよい)		【いつ、誰が、誰に対して、どのようなこと（どの程度）行ったか】	
指導の経緯（簡潔に）※3			
月日	いじめを受けた児童に対して	いじめを行った児童に対して	
	(裏面に続く)		

※1 当該児童への組織的対応を行う上での位置付け

例) 学級担任、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー、等

※2 ア. 冷やかし、からかい、悪口、脅し イ. 仲間外れ、無視
 ウ. 軽くぶつかる、遊びのつもりで叩く、蹴る エ. ひどくぶつかる、叩く、蹴る
 オ. 金品の強要 カ. 金品を隠す、盗む、壊す、捨てる
 キ. 望まないことや恥ずかしいこと、危険なことの強要

※3 詳細については、別紙に記入し添付・保管する

(5) いじめアンケート（鳥屋小学校）

ともだちアンケート（5月）

ねん
年 くみ
組 ばん
番 なまえ
名前
()

あてはまるものを でかこみましょう。

1. 4がつにはいってからで、ともだちにいやなことをしたことがありますか。

したことがある

したことがない

2. 4がつにはいってからで、ともだちにいやなことをされたことがありますか。

されたことがある

されたことがない

されたことのあるひとにききます。いまのようすはどうですか。○をつけましょう。

もうだいじょうぶ

• まだつづいている

3. 4がつにはってからで、いやなことをされているともだちをみたことがありますか。

みたことがある

みたことがない

4. いまのじぶんはどうかな。

がっこうへいくのがいやなときがある。

ある

ない

なやみやこまったくことをそうだんできる人がいる。
ひと

いる

いない

(6) 相談機関の案内

	相談機関	受付時間	電話番号など	備考
1	24時間いじめ相談テレホン	24時間	076-298-1699	
2	石川県こころの健康センター	8:30~17:15	076-238-5761	
3	石川県家庭教育電話相談	9:00~17:00	076-263-1188	
4	石川県中央児童相談所	8:30~17:45	076-223-9553	
5	石川県七尾児童相談所	8:30~17:45	0767-53-0811	
6	子どもの人権110番	8:30~17:45	0120-007-110	金沢地方法務局
7	小立野青少年相談室	9:00~16:00	076-231-1603	金沢少年鑑別所内
8	いじめ110番	24時間	0120-617-867	県警少年サポートセンター
9	(月～金) 金沢こころの電話 (土) (日)	18:00~23:00 15:00~23:00 9:00~23:00	076-222-7556	
10	チャイルドラインいしかわ (月～土) 子ども専用	16:00~21:00	0120-99-7777	
11	石川県警察本部相談ダイヤル		#9110	ネット上の犯罪に巻き込まれた場合
12	石川県消費生活支援センター		076-267-6110	不当請求や架空請求にあった場合
13	子ども人権SOS-eメール	インターネット 人権相談	http://www.moj.go.jp/jinken113.html http://www.jinken.go.jp/mobile/001.html	
14	七尾市教育研究所「わかたけ」	9:00~16:00	0767-57-5671	
15	みんなの人権110番	8:30~17:15	0570-003-110	
16	女性の人権ホットライン	8:30~17:15	0570-070-810	
17	七尾市家庭児童相談室	8:30~17:15	0767-53-8445	
18	「オアシスライン」 七尾市・中能登町	13:00~16:00	0767-52-0783	
19	やすらぎ七尾教室		0767-53-2296	七尾城北高校内

*上記の他に各市町の教育相談センターや青少年育成センターでも相談に乗ってくれる。

*相談した内容については秘密が守られる。